

平成27年度より

介護保険制度が 改正されました

主な改正点

〔平成27年4月より〕

○介護保険サービスの利用をしたときの利用者負担が変わりました

・介護報酬改定により、介護保険サービスを利用したとき、利用者が事業所に支払う金額が変わりました。

・介護保険施設（ショートステイ含む）のサービスを利用する際の居住費のうち、多床室の基準費用額が320円から370円に改定されました。

○特別養護老人ホームの入所基準が原則要介護3以上になりました

特別養護老人ホームの新規入所は原則として要介護3以上の方が対象となりました。ただし、すでに入所されている要介護1・2の方や、やむを得ない事情があれば新規入所が認められます。

〔平成27年8月より〕

○一定以上の所得のある65歳以上の方は、利用者負担が2割になります

一定以上の所得のある方（本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入十その他の合計所得金額」が単身世帯で280万円以上、2人以上で346万円以上）は、利用者負担が1割から2割に引き上げられます。

○高額介護サービス費の限度額が一部の方について引き上げられます

同じ月に利用した介護保険の利用者負担額が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分に、新たに「現役並み所得者（世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる場合等）」が新設されます。

○施設を利用している方の食事、居住費補助の要件に資産要件等が加わります

所得が低い方で、施設及び短期入所サービスを利用して

いる方の補足給付（食費・居住費補助）の給付要件が変わりました。

（1）住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合。

（2）住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者が住民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超えている場合。

（1）（2）いずれかに該当する場合、給付の対象になりません。

〔平成29年4月より〕

○介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施

要支援者又は要支援者になる可能性のある方の、多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、新しい総合事業が始まります。八雲町では平成29年4月に開始します。これに伴い、要支援者の方の訪問介護、通所介護について、全国一律のサービスから新しい総合事業に移行し、これまでと同様のサービスに加え、地域の多様な担い手による多様なサービスが提供されます。

65歳以上の方（第1号被保険者）の 介護保険料が見直しされます

町では、3年ごとに行う介護保険料見直し（※）に伴い、65歳以上の方の介護保険料により、安定的な介護保険制度を運営し、被保険者の負担能力に応じた保険料とするため、国の基準段階に従い、所得段階を全9段階としました。平成27年度からの保険料は左表のとおりです。

なお、平成27年度の介護保険料額については、7月に送付される介護保険料決定通知書等でご確認ください。

介護認定者、サービス利用者数の増加、介護保険サービス基盤整備等が要因となり、介護保険料基準額（月額）は、第5期4,000円↓第6期約5,130円と大幅な上昇が見込まれます。

②介護給付費準備基金の取り崩しにより介護保険料の大幅な上昇の抑制を図る。

第5期までに発生している

保険料の余剰金を活用することにより介護保険料の大幅な上昇を約130円程度抑制します。

③低所得者の方々の保険料に公費を投入して、保険料の軽減を図ります。

④八雲町の第6期介護保険料基準額を月額5,000円（年額60,000円）に設定します。

※65歳以上の方の介護保険料は、3年を計画期間とする「介護保険事業計画」を策定して、介護サービスを利用する要介護認定者数やその利用回数等から、3年間に提供される介護サービス費用の見込み等に基づき算出します。

平成26年度はこの見直しの年にあたり、介護保険料の他、介護保険事業の方向性を示し、介護保険事業の安定的な運営を目的として、平成27年3月に第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）を策定しました。